



2025年5月9日

各 位

会社名 株式会社 阿波銀行
代表者名 取締役頭取 福永 丈久
(コード番号 8388 : 東証プライム)
問合せ先 取締役経営統括部長 豊田 晃
電話番号 (088) 623-3131

従業員向け「株式報酬制度」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当行は、2025年2月26日付「従業員向け「株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当行及び連結グループ子会社（以下、「対象会社」という。）の従業員（以下、「従業員」という。）を対象とした、「株式報酬制度」（以下、「本制度」という。）の導入を決議しておりますが、本日開催の取締役会において、本制度の導入時期や取得株式の総額等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

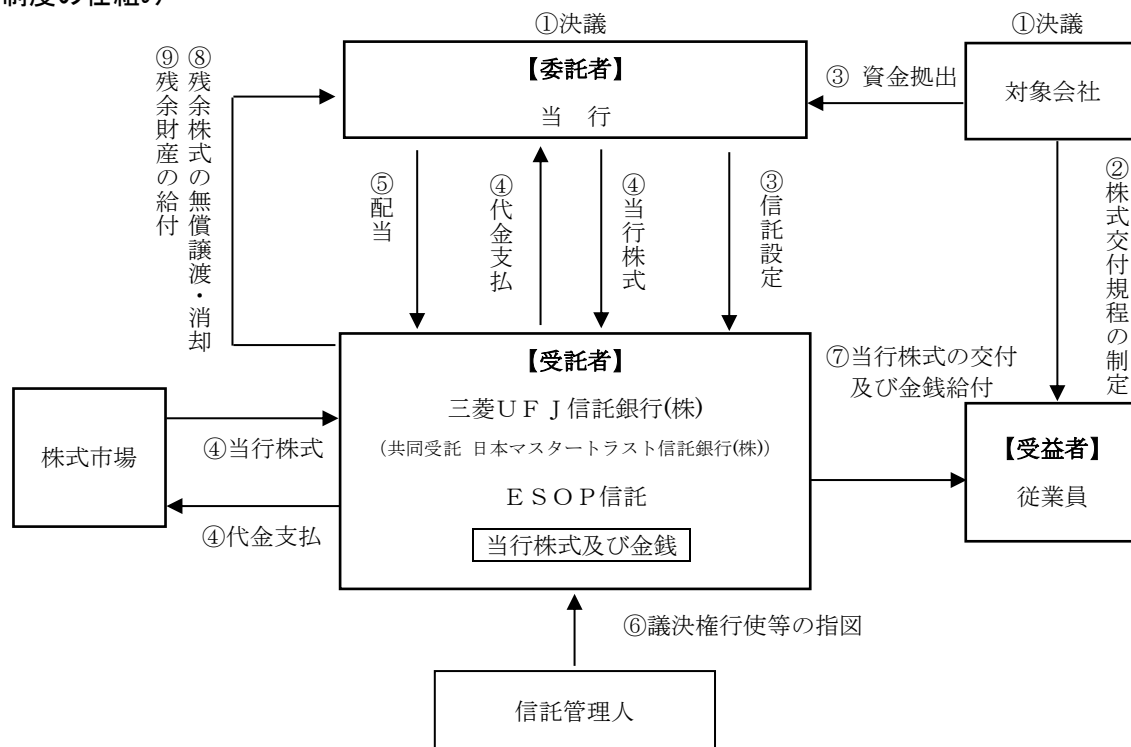
(1) 当行は、当行グループの持続的な成長を実現するため、従業員の業績や株価向上に対する意識及び従業員エンゲージメントを一層高め、企業価値向上への貢献意欲を向上させることを目的とした「人的資本投資」の一環として、本制度を導入します。

当行は2026年に創業130周年を迎えますが、130周年という大きな節目の年に向け、また、長期経営計画「Growing beyond 130th」の達成に向け、本制度の導入によりグループ全体の一体感を醸成し、当行グループの更なる成長・発展をめざしてまいります。

(2) 本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」という。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当行株式を、予め定める株式交付規程に基づき、従業員に交付するものです。

(3) 本制度の導入により、従業員は当行株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の仕組み



- ① 当行及び各対象会社は、E S O P 信託の導入に関して必要な決議を行います。
- ② 当行及び各対象会社は、対象会社ごとに本制度に関する株式交付規程を制定します。
- ③ 当行及び各対象会社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とする E S O P 信託を設定します。
- ④ E S O P 信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当行株式を、株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ E S O P 信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ E S O P 信託内の当行株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 信託期間中、株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員は、職位及び業績等に応じて一定のポイント付与を受けたうえで、当該ポイント数に応じて当行株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブ・プランとして E S O P 信託を継続利用することができます。E S O P 信託を継続せず終了する場合は、当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた E S O P 信託内の当行株式にかかる配当金の残余は、E S O P 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により E S O P 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、E S O P 信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E S O P 信託に追加で金銭を信託することがあります。

●信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当行 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 従業員のうち、受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当行と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2025年5月19日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2025年5月19日～2034年8月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2025年5月19日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当行株式の議決権を行使いたします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当行普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 1,500百万円（予定） |
| ⑬ 株式の取得期間 | 2025年5月22日（予定）～2025年6月20日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得（ToSTNeTを含む） |
| ⑮ 帰属権利者 | 当行 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上